

広島県人事委員会訓令第一号

人事委員会事務局

広島県人事委員会処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年三月三十一日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会処務規程の一部を改正する訓令

広島県人事委員会処務規程（昭和四十一年広島県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第一号中「（配達記録郵便を含む。以下同じ。）」を削る。

別表第一事務局長専決事項の欄第二人事委員会事務局職員に関する事項第一号中「役付職員」の下に「（主査及びその相当職以上の職員をいう。以下同じ。）」を加える。

附 則

この人事委員会訓令は、平成二十一年四月一日から施行する。